

# 所得申告を忘れずに！

【問合せ】税務課市民税係 ☎24 - 1111  
内線2516・2513または各支所税務係

平成29年度（平成28年分）の市県民税の所得申告期間は、3月15日(水)までです。期間内に忘れずに申告を済ませましょう。期間内に申告をしないと、諸控除の適用や国民健康保険料の減額該当者として認められないことがあるほか、所得課税証明書を交付できませんのでご注意ください。

## ■市県民税の申告対象者

市内に住み、平成28年中に次のような所得があった人

- ①営業・農業・漁業などの事業所得
- ②家賃・配当・恩給・年金・利子・譲渡などの所得
- ③給与所得者のうち、次のいずれかに当てはまる人
  - ▷勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない人
  - ▷2ヵ所以上から給与を受けた人
  - ▷医療費控除などを受けようとする人
  - ▷平成28年の途中で退職し再就職しておらず、市に給与支払報告書を未提出の人 など

## 【国民健康保険料の被保険者】

国民健康保険の被保険者は、昨年の収入の有無にかかわらず申告が必要です。

※納税義務者（世帯主）は、世帯に属する被保険者の所得についての申告が義務づけられています。

## ■市県民税の申告相談会

申告が必要と思われる人は案内書の有無にかかわらずお越しください。ただし、所得税の確定申告をする人は、市県民税の申告をする必要はありません。

## 【申告相談会場】

とき	地区	ところ
3月15日(水)まで 午前9時 ～11時30分 午後1時 ～4時30分 (土・日曜は除く)	宇和島	市役所 602会議室
	吉田	吉田支所 税務係
	三間	三間支所 会議室
	津島	津島支所 別館2階

※各種経費の領収書や所得控除の領収書などは各種類ごとに事前集計の上、お越しください。来場には、なるべく公共交通機関を利用ください。

## 【持参物】

- ▷収入金額が証明できる帳簿や書類
- ▷収入を得るための必要経費が証明できる書類
- ▷諸控除を受けるための社会保険料・生命保険料・年金保険料・介護保険料・医療費などの領収書
- ▷給与と年金受給者は所得税の源泉徴収票
- ▷印かん（スタンプ式は不可）
- ▷国外居住親族を扶養親族として申告する際は、扶養していることが分かる書類（送金関係書類など）  
※年末調整で勤務先にすでに提出している場合には送金関係書類などは不要です。
- ▷申告者本人のマイナンバーカード（マイナンバーカードを持っている人）、マイナンバーカードを持っていない人は、下表の①および②を各1点ずつ  
※控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などのマイナンバーを分かるようにしてお越しください。

番号確認書類①	通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し、マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書
身元確認書類②	運転免許証、公的医療保険の被保険者証、障害者手帳（身体・精神・療育）、年金手帳、パスポート、そのほか官公署から発行・発給された書類（氏名、生年月日または住所が記載されているもの）など

# 農業者・農業法人の皆さんへ

## ■収入保険制度の加入には青色申告が必要で 初めての人は3月15日までに税務署に申請を

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による減収だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みであり、青色申告を行っている農業者や農業法人を対象者としています。

【問合せ】（青色申告）宇和島税務署 ☎22 - 4511  
（収入保険制度）中国四国農政局愛媛支局 ☎089 - 932 - 1177

青色申告は、農業分野でも客観的な経営の把握に役立ち、税制上でもメリットがあります。まだの人は、この機会に青色申告に取り組んでください。

平成29年分から青色申告を開始するには、3月15日(水)までに税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

国税庁と全国納税貯蓄組合連合会が募集した「税についての作文」で、入選した中村 海輝 さん（城南中3年）、棟田 あや さん（宇和島南中3年）、岩村 幸太郎 さん（宇和島南中3年）の作文を広報うわじま1～3月号に掲載します。

### 税金について考えたこと（宇和島市長賞）

宇和島南中学校3年 岩村 幸太郎

僕が税金と聞いて思うことは、消費税のことです。中学生の僕たちに一番身近な税金が消費税だからです。消費税とは物を買った時にかかる税金で、現在は8%を払っています。消費税は1989年に3%から始まり、1997年には5% 2014年には8%と徐々に上がっています。どうしてこのように増え続けているのでしょうか。

税金で造られているものの一つに道路があります。今は宇和島から松山、そして県外へ車で簡単に行けます。それは高速道路があるからです。昔は高速道路がなかったので、松山まで行くのに何時間もかかっていました。高速道路はただ速く移動できるだけでなく、災害発生時の緊急輸送や第三次医療施設までの速達性の向上、地域産業の活性化支援などの役割があるそうです。高速道路を必要としている地域はまだあると思うし、古くなった高速道路の修理などにも多くのお金が必要だと思います。また、けがや病気になった時の医療費にも税金が使われています。後期高齢者の医療費の九割、それ以外の人は七割が税金で補われています。日本が世界一の長寿国であるのは、税金のおかげといっても過言ではないと思います。しかし、高齢者の割合が増えたり、高度な医療が多くなったりすることにより、医療費の増加が問題になっているそうです。このことから私たちは身近なことでもかなり税金に助けられていて、その金額が

増え続けていることが分かります。それを考えると、税金を払うことを惜しむことはないと思います。

今回税金のことを調べてみて僕が一番良いと思ったのは、経済協力費です。日本は、貧困や飢えで苦しんでいる人が大勢いる発展途上国に援助をしています。お金を貸すだけでなく、ダムや道路、病院などを造ったり、薬や注射器などを送ったりしているそうです。そのための費用に税金が使われています。全体からすると金額は少ないですが、困っている人をみんなで助けるということが、身近なことだけでなく世界的にも行われていることは、とても素晴らしいと思います。また日本は色々な分野でグローバル化が進んでいます。これから外国との関係を良いものにしていくには、この協力費はとても大切だと思います。

日本の消費税は現在8%ですが、将来10%に上がるそうです。これが高いと思う人もいますが、税金がこのように色々なことに使われていることを知って、僕は10%でも良いと納得しました。外国には25%を超える国もあるので、そう考えると日本は税金が少ない割には、交通や施設の整備もされているので住みやすい国ではないかと思います。このように税金の使い道を知ると、税金を気持ち良く払うことができます。これからももっと税金のことを考えて、生活を豊かなものにしたいです。

## 宇和島税務署からのお知らせ

### ■申告と納税は期限内に

確定申告による申告と納税の期限は次のとおりです。

申告と納税の期限	
所得税及び復興特別所得税	3月15日(水)まで
贈与税	
消費税及び地方消費税	3月31日(金)まで

所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税は、期限内に「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出することにより、振替納税を利用することができます。振替納税を利用する人は、次の振替日の前日までに届け出た預貯金口座の残高を確認してください。

振替日	
所得税及び復興特別所得税	4月20日(木)
消費税及び地方消費税	4月25日(火)

【問合先】 宇和島税務署 ☎22 - 4511

※自動音声で案内します。用件の番号を選択してください。

### ■確定申告はお済みですか

期限を過ぎて申告や納税をすると、本税のほかに加算税や延滞税が必要になる場合があります。

### ■マイナンバーの記載にご注意ください

所得税及び贈与税の申告書につきましては、平成28年分以降の申告書から、消費税の確定申告書については、平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書から、申告する本人や控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などのマイナンバーの記載と、申告する本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要となりますので注意してください。また、郵送などによる提出の際には本人確認書類の写しの添付をお願いします。

#### 【本人確認書類の例】

- 例1：マイナンバーカード（表面と裏面の両方）
- 例2：通知カード + 運転免許証 など